27年度介護保険料納入通知書を

階)☎(5273)4597:☎(320 ス(満70歳以上対象)購入時の所得の 9)601000 確認書類となります。大切に保管し てください。 【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2

お送り 65歳以上の方へ

ます。

※納入通知書は、東京都シルバーパ

算します。27年4月以降に新宿区に転 入した方や65歳になった方は、資格を と、27年4月1日現在の世帯状況で計 取得した日の世帯状況で計算してい

の忘れが多い」と心配のあ

【対象】区内在住で「最近も

えている方、3名

【内容】 専門医による個別相

リラックス」。いずれも参加 35)/講座「ハーブティーで ア活動館(西新宿4-8-前10時~12時…西新宿シニ

者等で心や体に悩みを抱 【対象】認知症の方の介護

(下落合4―6―7)

時30分~4時30分

【会場】落合保健センター

①認知症・もの忘れ相談

【日時】7月21日火午後2

【会場】区役所第1分庁舎

話「介護者が知っておきた

八町2-18-21)/薬剤師の

い薬の話」、▼9月16日似午

2階区民相談室

得に基づく27年度の住民税課税状況 水までに届かない方はご連絡ください。 27年度の介護保険料は、26年中の所 7月15日似に発送します。7月22日

齢診療科医師) 相談(東京医科大学病院高 る方、4名 高齢者総合相談センター 【申込み】電話で落合第一 【内容】専門医による個別

☎ (3953)4080

②認知症介護者相談

【日時】8月3日月午後2

分…百人町地域交流館(百

ニック精神科医師)

日休午後1時30分~3時30 ③認知症介護者の学習会 階)☎(5273)4593へ。 課高齢者相談係(本庁舎2 【申込み】電話で高齢者福祉 【日時・会場・内容】▼8月13

談(西新宿コンシェリアクリ 者の交流会があります。 ほか、各20名 の方を介護しているご家族 【費用】各回巡円(茶菓代) 【対象】区内在住で、認知症

課高齢者支援係(本庁舎2 階)☎(5273)4594へ。 ※①~③のいずれも先着順 【申込み】電話で高齢者福祉

保険加入者で、27年度住民 場合は「3割負担」です。 り1割負担)」、①②以外の 生まれた方は特例措置によ ・①70歳以上の国民健康

名の場合は33万円未満、2 前に生まれた方は特例措置 額(※)に該当する場合は、 70歳~74歳の国民健康保険 ※収入基準額…同じ世帯の 名以上の場合は52万円未満 により1割)」となります。 申請により一部負担金が 「2割(昭和19年4月1日以

5(5273)4149 国保給付係(本庁舎4階) 【申請先】 医療保険年金課

ます。次の①②のいずれか 判定し、8月から適用してい に該当する場合は「2割負担 昭和19年4月1日以前に 前年の所得に応じて毎年

医療費の自己負担額

(一部負担金)の割合

①収入額による特例

国民健康保険

26年中の収入が収入基準

適用·標準負担額減額認定 方は申請してください。 証」を交付します。該当する 事代が減額される「限度額 でとなるほか、入院時の食

階)☎(5273)4078へ。

アカウント名/新宿区区政情報課

昭和15年8月2日~昭和20年8月1日生まれの方へ 新しい高齢受給者証をお送りし

209)1436 ^° **☎**(5273)4146**⋅☎**(3 国保資格係(本庁舎4階) 降に発送します。 8月1日出からは新しい の方には7月23日休以 でする坂町地域にお住ま

さい。新しい高齢受給者証の までに75歳になる方の有効 期限は「誕生日の前日」です。 象となるため、28年7月31日 高齢者医療制度(下記)の対 31日」です。75歳からは後期 有効期限は、「平成28年7月 高齢受給者証をお使いくだ 問合せ】医療保険年金課

険者の人数×33万円Jと「16 差し引いた額で判定します。 準額から「16歳未満の被保 で、世帯に19歳未満の方がい 歳以上19歳未満の被保険者 る場合は、世帯主の課税標 人数×12万円」の合計額を 一部負担金の割合が 「3割」の方へ

医療保険年金課国保資格係 へ申請してください。 対象となる方は、お早めに 申請書」を同封しています。 給者証に「基準収入額適用

非課税の方へ 世帯全員が住民税 医療機関等の窓口で支払

費用が自己負担限度額ま

用する場合は、連続する宿泊が補 です(宿泊場所は異なっても可)。 い場合は対象になりません。 度に加入している方、宿泊料が発生しな 方、後期高齢者医療制度等ほかの保険制 【問合せ】医療保険年金課庶務係 【補助期間】9月30日巛宿泊分まで

に、期間中1人1回2泊まで補助。2泊利 【補助金額】1人1泊に付き3千円を限度 (本庁舎4 助対象

絡ください。住居表示を実 |金までに届かない方はご連 魵に発送します。7月24日 世帯主宛てに7月17 210万円以下 ※70歳~74歳の方が世帯主 つ 人もいな 上の方が同じ世帯に1 の課 税標準額が145

33万円の基礎控除額を差 70歳以上の加入者全員に 民健康保険加入者がいて、 ▼②同じ世帯に昭和20年 引いた金額の合計額が 月2日以降生まれの国 いて総所得金額等から により1割)」となります。 に生まれた方は特例措置

万円

は、申請により一部負担金が

(昭和19年4月1日以

内指定店・営業所で取り扱う、国内の宿泊

JTBまたは近畿日本ツーリストの区

★負担割合が変わる方

(住居表示を実施する坂

町地域にお住まいの方

は、負担割合が変わらな

い方も含めて7月23日

(木)に発送)。これまでの

被保険者証は、8月1日生

以降に同封の返信用封

新しい被保険者証は

お送りしません。これま

での被保険者証で受診

筒でお返しください。

★負担割合が

してください。

変わらない方

月17日金に発送し

新しい被保険者証を7

助しています

施設と国内旅行(パッケージツアー)が対

次の全てに該当する場合

保険健康

夏の旅行

宿泊料

を

制度に移行した方との収入 度に移行した方がいる 合計額が52万円未満 険加入者と後期高齢者医療 ▼70歳~74歳の国民健康保 険から後期高齢者医療制 ▼同じ世帯に国民健康保 請してください。区民保養施設等(箱根つ 象です。旅行会社に代金を支払う前に申

●補助利用の流れ

ある方には、新しい高齢受 ★①②に該当する可能性が 復はがきで申請してください。

を発送します。 ▼区で対象要件を確認後、「宿泊補助

助券」を提出して補助額相当分を差し引い た額をお支払いください。 【補助の対象】利用日時点で新宿区の国民 ▼旅行会社に代金を支払う際に、「宿泊補

健康保険に加入している方 ※国民健康保険料を滞納している世帯の

夏季保養施設のご案内」に綴じ込みの往 ている「平成27年度新宿区国民健康保険 医療保険年金課・特別出張所で配布

ィレッジ女神湖)は対象ではありません。 本庁舎4階)☎(5273)4562⋅Ѿ(3203)6083へ。

【問合せ**】高齢者医療担当課高齢者医療係**(〒160-8484歌舞伎町1―4―1、

つじ荘(休館中)、グリーンヒル八ヶ岳、ヴ

27年度の保険料のお知らせをお送りします

後期高齢者医療制度に加入している方

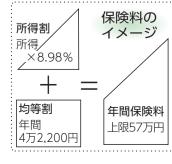
後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害により、任意で加入している方は65歳以上) の方が対象の制度です。

保険料の納入通知書を7月17日儉に発送します。7月27日月までに届かない方はご連絡く ださい。保険料の計算方法もご案内しています。26年分の所得税・住民税の申告が遅れた方、新

保険料のしくみ

保険料は、均等に負担して いただく「均等割」と、所得に 応じて負担していただく「所 得割」の合計です(下図)。

- ▶保険料の上限は57万円です。
- ▶均等割・所得割の金額は、所 得によって軽減される場合 があります。
- ▶後期高齢者医療制度に加 入する前日まで被用者保険 (会社の健康保険組合・共済組



合等)の被扶養者だった場合 には、軽減措置があります。

保険料は原則として

年金からの引き落としです ◎年金からの引き落としに ならない場合

次の方は納付書や口座振替 (自動払込)での納付となります。

- ▶介護保険料が年金からの引 き落としでない方
- なった方 ▶本人の申し出により口座振

▶27年7月1日以降に75歳に

- 替に変更した方 ▶27年4月2日以降に新宿区 に転入した方
- ▶後期高齢者医療保険料と介 護保険料の合計が、介護保険 料が引き落とされている年金 の受給額の2分の1を超える方

◎年金からの引き落としを 口座振替(自動払込)に 変更できます

「保険料納付方法変更申出 書」を高齢者医療担当課へ郵 送またはお持ちください。申 出書が8月5日/8までに届い た方は10月から、その後に届 いた方は12月以降、口座振替 に変更します。

27年度から新たに年金から の引き落としの対象になる方 には、保険料のお知らせに「保 険料納付方法変更申出書」を 同封しています。申出書が必 要な方はご連絡ください。

※申出書を提出しても、保険 料を滯納した場合は、年金か らの引き落としに切り替わ ることがあります。

医療費の自己負担割合が変わる方へ 新しい被保険者証をお送りします

◎医療費の自己負担割合

~28年7月の医療費の自己負担割合 は、27年度の住民税の課税状況等で決まり ます。同じ世帯の被保険者のうち、27年度 の住民税課税標準額が145万円以上の方が いない場合は「1割」、いる場合は「3割」です。

●収入額による特例

自己負担が3割で、26年中の収入が「収入 基準額(※)」に該当する方は、申請により「1 割負担」になります。該当する方には6月下 旬に「基準収入額適用申請書」をお送りして います。

※収入基準額…同じ世帯の被保険者の収 入の合計額が、1名の場合は383万円未満 (383万円以上の場合でも、70歳~74歳の 方が同じ世帯にいる場合は520万円未満)、2 名以上の場合は520万円未満

世帯全員が住民税非課税の方へ

医療機関等の窓口で支払う費用がより低額な自己負担限度額となる ほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定 証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。

26年度以前に交付を受けていて27年度も世帯全員が住民税非課 税の方には、申請がなくても、新しい「限度額適用・標準負担額減額認 定証」を7月24日金に発送します。